







件名：仙台市今泉工場電力需給

【質問事項】

1. 燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は入札金額に考慮なし という理解でよろしいでしょうか。
2. 使用状況が不使用の月につきましては、基本料金半額にて算定させていただいてよろしいでしょうか。
3. 入札金額積算内訳書につきましては、ご提供の Excel 自動計算にて算定のうえ、ご提出させていただきますが、請求時の電気料金の計算方法は基本料金、電力量料金、燃料費調整額それぞれ銭未満四捨五入とし、それらの合計した金額を円未満切り捨てとしますが、よろしいでしょうか。
4. 契約電力が 500kW 以上の施設において、各月の契約電力は仕様書に記載の値のとおり運用でよろしいでしょうか。
5. 契約書締結時、契約内容について一部変更したい場合、協議を行うことは可能でしょうか。契約書変更が不可能な場合、協定書を別途締結させていただくことは可能でしょうか。
6. 契約期間中において、地域の旧一般電気事業者が料金を改定した場合や、市場価格の変動又は経済状況等の変動があった場合は、協議の上、契約単価等の変更は可能でしょうか。
7. 地域の旧一般電気事業者において、燃料費調整単価の算定方法の見直しが行われた場合、本契約においても同様に見直しが行われるものと考えてよろしいでしょうか。それとも、契約時の燃料費調整単価の算定方法のまま、契約期間内は変更なしとなりますでしょうか。
8. 契約期間中及び契約期間満了時に施設の閉鎖や移転等により電力を供給停止する施設がある場合、別途書面にて申込みを頂かないと対応できませんのでご容赦ください。

以上

件名：仙台市今泉工場電力需給

【回答】

1. 入札説明書10(12)のとおりです。
2. 結構です。
3. 契約書(案)第6条及び第21条のとおり。請求時の電気料金の計算については、ご提示いただいた方法で差し支えありません。
4. 結構です。
5. 入札説明書18のとおり、契約書(案)の記載について変更または追記を希望する場合は、「7 仕様に対する質問」と同時に、質疑応答書を使用して申し出ることとしています。ただし、入札の公平性を損なわない範囲であれば、契約締結時に協議により契約書条文を変更する(もしくは契約書に別記特約を綴じ込む)ことが可能な場合があります。契約書のほかに協定書を別途締結することはできません。
6. 旧一般電気事業者が料金を改定したという理由での料金改定には応じられません。契約単価の変更については、契約書(案)第11条に規定していますが、当該規定は真にやむを得ない事情によるものを想定しています。したがって、契約単価の変更は、具体的な事情について慎重に検討したうえで、協議により決定することとなります。
7. 契約書(案)第10条に記載のとおり、旧一般電気事業者の燃料費調整額を超えない範囲で改定することができます。
8. 承知しました。

以上